

総合交通対策調査特別委員会 報告資料

令和6年3月21日

報告事項件名	頁
(1) 【追加】コミュニティバス「はるかぜ」路線の協働事業について	2
(2) 【追加】入谷・鹿浜地区におけるデマンドタクシー実証実験について . . .	34
(3) シェアサイクル実証実験の取組み状況について	37
(4) 竹ノ塚駅東口自転車駐車場及び江北駅西自転車駐車場の運営について . . .	39
(5) 竹の塚東自転車駐車場の運営について	42
(6) 有楽町線（地下鉄8号線）の整備促進に向けた取組み状況について	44

(都市建設部)

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	【追加】コミュニティバス「はるかぜ」路線の協働事業について															
所管部課名	都市建設部交通対策課															
内容	<p>令和6年4月から開始するコミュニティバス「はるかぜ」（以下「はるかぜ」という。）路線の協働事業について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 協働事業の対象路線</p> <p>(1) 日立自動車交通株式会社</p> <p>ア はるかぜ1号（西新井・綾瀬線）</p> <p>イ はるかぜ9号（青井・亀有線）</p> <p>ウ はるかぜ12号（西新井・亀有線）</p> <p>(2) 株式会社新日本観光自動車</p> <p>ア はるかぜ5号（北千住駅西側地域循環）</p> <p>イ はるかぜ6号（北千住・鹿浜線）</p> <p>ウ はるかぜ8号（小台・宮城循環）</p> <p>エ はるかぜ11号（堀之内・椿循環）</p> <p>2 協働事業の協定書について</p> <p>(1) 協定書（案）</p> <p>ア 基本協定書（別紙1、別紙2 P4～13参照）</p> <p>イ 年度協定書（別紙3、別紙4 P14～33参照）</p> <p>(2) 基本協定の期間</p> <p>令和6年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>（双方から申し出が無ければ1年間更新、最大で令和9年3月まで）</p> <p>(3) 経常費用の算定根拠（令和6年度）</p> <table border="1" data-bbox="437 1563 1369 1818"> <thead> <tr> <th></th> <th>日立自動車交通</th> <th>新日本観光自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費等</td> <td>361,800千円</td> <td>220,400千円</td> </tr> <tr> <td>事業継続維持費</td> <td>25,300千円</td> <td>6,700千円</td> </tr> <tr> <td>運賃収入</td> <td>△105,900千円</td> <td>△86,700千円</td> </tr> <tr> <td>区負担限度額</td> <td>281,200千円</td> <td>140,400千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 支払い及び精算方法</p> <p>ア 4月・10月に半年分の区負担見込額（運行経費から運賃収入を除いた額）を概算払いする。</p> <p>イ 運行事業者は、毎月、運行経費や運賃収入等の実績を取りまとめ、区へ提出する。</p>		日立自動車交通	新日本観光自動車	人件費等	361,800千円	220,400千円	事業継続維持費	25,300千円	6,700千円	運賃収入	△105,900千円	△86,700千円	区負担限度額	281,200千円	140,400千円
	日立自動車交通	新日本観光自動車														
人件費等	361,800千円	220,400千円														
事業継続維持費	25,300千円	6,700千円														
運賃収入	△105,900千円	△86,700千円														
区負担限度額	281,200千円	140,400千円														

- ウ 上半期の実績をもとに下半期分の概算払い額を決定する。
- エ 年度終了後、支出や収入に関する根拠資料をもとに運行経費と運賃収入を確定させ、精算する。
- オ 車両購入費等の一時費用は高額となるため、上記とは別にその都度、甲乙協議のうえ支払い方法を決定する。

3 対象路線の運賃の見直しについて

(1) 課題点

- ア 運行経費を自治体が負担する場合、民業圧迫とならないよう周辺のバス路線と同一運賃とする必要がある。
- イ 民間バス事業者が運行する他路線はすでに運賃改定を行い、大人運賃230円となっている。
- ウ 協働事業の対象2事業者とも収支改善のため運賃改定の準備はしていたものの、7路線とも大人運賃210円のままとなっている。
- エ 少子高齢化等の影響から、シルバーパス利用者に比べ、一般利用者の減少が顕著となっている。

(2) 今後の方針

- ア 令和6年度中に210円から230円へ運賃改定を行うように関係機関と協議を進める。
- イ 運賃改定による一般利用者への影響を最小限とするため、定期券を現在より低廉化できないか検討を進める。

4 今後のスケジュール

		実施内容
令和6年	3月29日	はるかぜ10号運行終了
	3月31日	はるかぜ11号一部区間廃止
	4月1日	協定締結、7路線の協働事業開始
	5月以降	廃止となるバス停の撤去工事
	7月頃	法定協議会（運賃改定の合議）
	10月頃	7路線の運賃改定

持続可能なコミュニティバスはるかぜ路線維持事業に関する基本協定書

足立区（以下「甲」という。）と日立自動車交通株式会社（以下「乙」という。）は、足立区コミュニティバスはるかぜの運行（以下「バス運行」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 この協定は、乙が運行する足立区コミュニティバスはるかぜの路線を維持するために必要な事項を定めるものとし、甲との協議により乙が作成する事業計画書（別に定める年度協定に記載する。）に基づき、甲及び乙は互いに連携し、協働しながら、バス運行を実施する。

2 前項に規定するバス運行に係る準備及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に関する諸手続等は、乙が行うものとする。

（協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 本協定は、甲乙協議の上、最大で令和9年3月31日まで延長できるものとする。

3 本条により本協定が終了した場合、又は第12条により本協定が解除された場合でも、第11条、第13条及び第15条は有効に存続する。

（事業の分担）

第3条 甲及び乙は、バス運行の実施にあたり、下表のとおり事業を分担する。

甲の分担事項	乙の分担事項
(1) 区のHP等を活用した利用促進活動や時刻表・ダイヤ改正等の周知	ア バスの運転及び運行管理
(2) バス停留所関連工事	イ 運行計画の立案
(3) 関係機関との調整や法定会議の実施	ウ バス停留所の維持管理
(4) 運賃や定期額等の検討	エ 関係機関への法定手続き
(5) 利用実態調査の実施及び分析	オ 定期券や回数券の販売
(6) 利用者の安全性及び利便性を高めるため、甲が必要であると認めた事項	カ 事業継続維持のための活動

2 乙は、前項表カについて、採用活動の拡大、福利厚生の充実、職場環境の改善を行い、バス運転士や社員等の離職防止や就職者数の増加に努めるものとする。

3 乙は、前2項における乙の分担事項のほか、バス運行に必要な事項を乙の負担により実施する。この場合において、当該事項が事業計画書に記載がなく、かつ本協定成立時の想定にない事項で、かつその実施に過分の費用が生じるものであるものについては、第8条の規定にかかわらず、当該事項の実施に当たり甲乙が協議してその費用の負担を定めるものとする。

(使用車両)

第4条 バス運行に使用する車両は乙が所有又はリースしている車両を使用し、乙は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、維持及び修繕等を行うものとする。

- 2 前項の車両について、経年劣化等の事情により更新が必要な場合は、甲乙で協議の上実施する。
- 3 前2項の車両について、第2条により本協定が終了となる場合、又は第12条及び第13条に基づき本協定が解除となった場合の取扱いは、甲乙で別途協議の上、実施する。

(バス停留所施設)

第5条 バス停留所は原則として乙が占有する既存バス路線のものを使用する。ただし、本協定成立後に新設するバス停留所については、この限りでない。

- 2 バス運行期間中におけるバス停留所の設置、変更、廃止、補修等に伴う附帯工事は、甲が実施する。ただし、バス停標識は乙が製作する。
- 3 バス運行期間中に行う全てのバス停留所の占有手続き及び維持管理は、乙が行う。
- 4 バス停留所等におけるバスロケーションシステムデジタル表示機器の設置については、甲乙協議の上、乙が行う。

(バス運行の報告)

第6条 乙は、バス運行の中止又は大幅な遅れが生じたときは、速やかに甲に報告する。

- 2 乙は、車両故障又は交通規制等のやむを得ない事由がある場合、一時的に運行計画を変更することができる。ただし、乙はこれを直ちに甲に報告する。
- 3 乙は、バス利用者数のほか、バス運行によって生じた収入(以下「運行収入」という。)及びバス運行に要する経費(以下「運行経費」という。)を別に定める様式により運行収支月次報告として1か月ごとに取りまとめ、速やかに甲に提出しなければならない。

(事業収支報告書の提出)

第7条 乙は、上半期、下半期終了後、それぞれ40日を経過する日(当該日が土休日の場合は、翌開庁日とする。)までに、バス利用者数のほか、運行経費及び運行収入等を別に定める様式により事業収支報告書として取りまとめ、甲に提出しなければならない。甲は事業収支報告書の提出を受けたときは、これを速やかに精査するものとする。

- 2 前項の事業収支報告書には、運行経費及び運行収入の根拠となる資料を添付すること。ただし、乙の社外に対し非開示の資料は、閲覧により甲が確認できることとする。

(バス運行に係る経費の負担)

第8条 運行経費(バス運行に付随する業務として第3条から第5条及び第10条第2項に定める業務に係る経費を含む。以下同じ。)は、乙が支出し、運行収入は、乙の収入とする。

- 2 甲は、運行経費から運行収入を差し引いた額を、各年度の予算の範囲内で負担する（以下「負担金」という。）。
- 3 前項に定める負担金の支払及び精算方法は、別に定める年度協定によるものとする。

（広告の取扱い）

第9条 乙は、車両又はバス停留所（バスロケーションシステムデジタル表示機器を含む。）を使用して広告を行い、広告費収入を得た場合、運行収入に含めるものとする。ただし、甲の広報を目的とした広告について、乙は広告費を徴収しないものとし、広告の掲載は甲が実施する。

- 2 前項の広告は、足立区バス等広告掲載取扱要綱の規定に基づき、甲及び乙が掲載を許可したものに限る。
- 3 本協定の締結前に、乙が広告主と締結した契約に基づく広告費収入については、運行収入に含めないものとする。ただし、契約を更新した場合はこの限りでない。

（事故責任及び報告義務）

第10条 バス運行の内、乙の分担事項において発生した事故は、乙の責任と費用負担で処理し、乙が加入する保険で対応するものとする。

- 2 乙は、事故による賠償責任を賄うに十分な保険に加入する。
- 3 乙の分担事項について事故が発生したときは、乙は直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに甲に状況を報告するものとする。

（秘密保持）

第11条 乙は、本事業の遂行により知り得た相手方の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - （1） 開示を受けた際、既に乙が保有していた情報
 - （2） 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - （3） 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（協定の解除）

第12条 甲は、乙について次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- （1） 乙の責に帰すべき事由により、事由の発生後に継続してバス運行の見込みがないと認められたとき。
- （2） 乙が本協定の履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- （3） 手形の不渡若しくは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払を停止したとき、又は、乙が支払不能となったとき。

- (4) 信用資力の著しい低下があったとき又は信用資力に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
 - (5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行又は競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (7) 解散したとき、又は、会社分割、事業譲渡若しくは合併により、バス運行を含む事業が乙以外の法人に帰属し、若しくは乙以外の法人が実質的にこれを支配することとなったとき。
 - (8) 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったとき。
 - (9) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (10) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき又はその所在が不明となったとき。
 - (11) その他、乙が本事業を継続できないと甲が判断したとき。
- 2 甲は、前項及び第13条第2項に定めるところにより、本協定を解除することができる。この場合において、甲は、第13条第2項に該当するときを除き、書面により乙に催告するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙は、甲に対し、自己又は自己の役員が暴力団、暴力団関係、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。
 - (2) 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること。
- 2 甲は、乙が前項のいずれかに該当したときは、乙に対し何らの催告を要せずして、本協定を解除することができる。
- 3 前項により本協定が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。
- 4 第2項により本協定が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

(合意管轄裁判所)

第15条 本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区綾瀬六丁目11番22号
日立自動車交通株式会社
代表者 代表取締役 佐藤 雅一

持続可能なコミュニティバスはるかぜ路線維持事業に関する基本協定書

足立区（以下「甲」という。）と株式会社新日本観光自動車（以下「乙」という。）は、足立区コミュニティバスはるかぜの運行（以下「バス運行」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 この協定は、乙が運行する足立区コミュニティバスはるかぜの路線を維持するために必要な事項を定めるものとし、甲との協議により乙が作成する事業計画書（別に定める年度協定に記載する。）に基づき、甲及び乙は互いに連携し、協働しながら、バス運行を実施する。

2 前項に規定するバス運行に係る準備及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に関する諸手続等は、乙が行うものとする。

（協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 本協定は、甲乙協議の上、最大で令和9年3月31日まで延長できるものとする。

3 本条により本協定が終了した場合、又は第12条により本協定が解除された場合でも、第11条、第13条及び第15条は有効に存続する。

（事業の分担）

第3条 甲及び乙は、バス運行の実施にあたり、下表のとおり事業を分担する。

甲の分担事項	乙の分担事項
(1) 区のHP等を活用した利用促進活動や時刻表・ダイヤ改正等の周知	ア バスの運転及び運行管理
(2) バス停留所関連工事	イ 運行計画の立案
(3) 関係機関との調整や法定会議の実施	ウ バス停留所の維持管理
(4) 運賃や定期額等の検討	エ 関係機関への法定手続き
(5) 利用実態調査の実施及び分析	オ 定期券や回数券の販売
(6) 利用者の安全性及び利便性を高めるため、甲が必要であると認めた事項	カ 事業継続維持のための活動

2 乙は、前項表カについて、採用活動の拡大、福利厚生の充実、職場環境の改善を行い、バス運転士や社員等の離職防止や就職者数の増加に努めるものとする。

3 乙は、前2項における乙の分担事項のほか、バス運行に必要な事項を乙の負担により実施する。この場合において、当該事項が事業計画書に記載がなく、かつ本協定成立時の想定にない事項で、かつその実施に過分の費用が生じるものであるものについては、第8条の規定にかかわらず、当該事項の実施に当たり甲乙が協議してその費用の負担を定めるものとする。

(使用車両)

第4条 バス運行に使用する車両は乙が所有又はリースしている車両を使用し、乙は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、維持及び修繕等を行うものとする。

- 2 前項の車両について、経年劣化等の事情により更新が必要な場合は、甲乙で協議の上実施する。
- 3 前2項の車両について、第2条により本協定が終了となる場合、又は第12条及び第13条に基づき本協定が解除となった場合の取扱いは、甲乙で別途協議の上、実施する。

(バス停留所施設)

第5条 バス停留所は原則として乙が占有する既存バス路線のものを使用する。ただし、本協定成立後に新設するバス停留所については、この限りでない。

- 2 バス運行期間中におけるバス停留所の設置、変更、廃止、補修等に伴う附帯工事は、甲が実施する。ただし、バス停標識は乙が製作する。
- 3 バス運行期間中に行う全てのバス停留所の占有手続き及び維持管理は、乙が行う。
- 4 バス停留所等におけるバスロケーションシステムデジタル表示機器の設置については、甲乙協議の上、乙が行う。

(バス運行の報告)

第6条 乙は、バス運行の中止又は大幅な遅れが生じたときは、速やかに甲に報告する。

- 2 乙は、車両故障又は交通規制等のやむを得ない事由がある場合、一時的に運行計画を変更することができる。ただし、乙はこれを直ちに甲に報告する。
- 3 乙は、バス利用者数のほか、バス運行によって生じた収入(以下「運行収入」という。)及びバス運行に要する経費(以下「運行経費」という。)を別に定める様式により運行収支月次報告として1か月ごとに取りまとめ、速やかに甲に提出しなければならない。

(事業収支報告書の提出)

第7条 乙は、上半期、下半期終了後、それぞれ40日を経過する日(当該日が土休日の場合は、翌開庁日とする。)までに、バス利用者数のほか、運行経費及び運行収入等を別に定める様式により事業収支報告書として取りまとめ、甲に提出しなければならない。甲は事業収支報告書の提出を受けたときは、これを速やかに精査するものとする。

- 2 前項の事業収支報告書には、運行経費及び運行収入の根拠となる資料を添付すること。ただし、乙の社外に対し非開示の資料は、閲覧により甲が確認できることとする。

(バス運行に係る経費の負担)

第8条 運行経費(バス運行に付随する業務として第3条から第5条及び第10条第2項に定める業務に係る経費を含む。以下同じ。)は、乙が支出し、運行収入は、乙の収入とする。

- 2 甲は、運行経費から運行収入を差し引いた額を、各年度の予算の範囲内で負担する（以下「負担金」という。）。
- 3 前項に定める負担金の支払及び精算方法は、別に定める年度協定によるものとする。

（広告の取扱い）

第9条 乙は、車両又はバス停留所（バスロケーションシステムデジタル表示機器を含む。）を使用して広告を行い、広告費収入を得た場合、運行収入に含めるものとする。ただし、甲の広報を目的とした広告について、乙は広告費を徴収しないものとし、広告の掲載は甲が実施する。

- 2 前項の広告は、足立区バス等広告掲載取扱要綱の規定に基づき、甲及び乙が掲載を許可したものに限る。
- 3 本協定の締結前に、乙が広告主と締結した契約に基づく広告費収入については、運行収入に含めないものとする。ただし、契約を更新した場合はこの限りでない。

（事故責任及び報告義務）

第10条 バス運行の内、乙の分担事項において発生した事故は、乙の責任と費用負担で処理し、乙が加入する保険で対応するものとする。

- 2 乙は、事故による賠償責任を賄うに十分な保険に加入する。
- 3 乙の分担事項について事故が発生したときは、乙は直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに甲に状況を報告するものとする。

（秘密保持）

第11条 乙は、本事業の遂行により知り得た相手方の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - （1） 開示を受けた際、既に乙が保有していた情報
 - （2） 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - （3） 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（協定の解除）

第12条 甲は、乙について次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- （1） 乙の責に帰すべき事由により、事由の発生後に継続してバス運行の見込みがないと認められたとき。
- （2） 乙が本協定の履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- （3） 手形の不渡若しくは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払を停止したとき、又は、乙が支払不能となったとき。

- (4) 信用資力の著しい低下があったとき又は信用資力に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
 - (5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行又は競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (7) 解散したとき、又は、会社分割、事業譲渡若しくは合併により、バス運行を含む事業が乙以外の法人に帰属し、若しくは乙以外の法人が実質的にこれを支配することとなったとき。
 - (8) 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったとき。
 - (9) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (10) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき又はその所在が不明となったとき。
 - (11) その他、乙が本事業を継続できないと甲が判断したとき。
- 2 甲は、前項及び第13条第2項に定めるところにより、本協定を解除することができる。この場合において、甲は、第13条第2項に該当するときを除き、書面により乙に催告するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙は、甲に対し、自己又は自己の役員が暴力団、暴力団関係、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。
 - (2) 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること。
- 2 甲は、乙が前項のいずれかに該当したときは、乙に対し何らの催告を要せずして、本協定を解除することができる。
- 3 前項により本協定が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。
- 4 第2項により本協定が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

(合意管轄裁判所)

第15条 本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区加賀一丁目12番5号
株式会社新日本観光自動車
代表者 代表取締役 佐久間 洋行

持続可能なコミュニティバスはるかぜ路線維持事業に関する年度協定書

足立区（以下「甲」という。）と日立自動車交通株式会社（以下「乙」という。）は、令和6年4月1日付で締結した「持続可能なコミュニティバスはるかぜ路線維持事業に関する基本協定書」（以下、「基本協定」という。）に基づき、令和6年度における足立区コミュニティバス「はるかぜ」の運行（以下「バス運行」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 甲及び乙は、別紙1の事業計画書に基づき、バス運行を実施する。

2 前項の事業計画書の内容を変更するときは、甲乙協議の上で変更するものとする。

（年度協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、バス運行の期間を短縮する場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（バス運行に係る経費の負担）

第3条 基本協定第8条に定める負担金の限度額は、283,000,000円とする。

ただし、事業計画書等に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、新たに限度額を定めることができる。

（バス運行に係る負担金の支払い及び精算）

第4条 甲は、負担金として、下表の金額を乙に対し支払うものとする。

項目	限度額（消費税込み）
(1) 経常費用 内訳 人件費その他の事業継続維持費（(2)一時費用に係る業務を除くほか、基本協定第3条から第5条及び第10条第2項に定める業務に係る費用）	281,200,000円
(2) 一時費用 内訳 新紙幣対応システムアップデート（基本協定第3条第3項による）費用負担金	1,800,000円
合計	283,000,000円

2 前項の負担金は、乙の請求に基づき、甲が口座振替にて乙の指定する金融機関に支払うものとする。

3 第1項の表（1）経常費用は、概算払により二期に分けて支払う。

	支払内訳	支払時期	限度額（消費税込み）
上半期	4月から9月分	4月25日まで	140,600,000円
下半期	10月から3月分	10月25日まで	140,600,000円
	合計		281,200,000円

- 4 第1項の表(2)一時費用について、甲乙協議の上で事業の実施及び支払方法について決定し、その費用は甲が支払うものとする。ただし、国、都、その他から当該事業に関する補助金等がある場合は、その金額を甲が支払う費用から差し引くものとする。
- 5 甲は、乙から提出された第6条に定める事業収支報告書に基づいて運行経費と運行収入を確認し、前各項の規定により支払いをした負担金が、運行経費から運行収入を差し引いた額(以下この項において「差額」という。)を超えることが確定した場合は、年度終了後に乙に当該負担金の額から差額を差し引いた額の返納を請求するものとし、乙は、甲の請求後、速やかに支払うものとする。

(負担金の変更)

- 第5条 甲は、前条第1項の表(1)経常費用について、バス運行状況報告に基づく運行経費及び運行収入を勘案の上、下半期分の負担金の支払額を減額することができ、減額後の支払額は甲乙で協議し、決定する。
- 2 前条第1項の表(1)経常費用及び(2)一時費用は、甲乙で協議の上、項目間で流用することができる。
 - 3 前条第1項の表(1)経常費用及び(2)一時費用について、第3条第3項の規定に基づき限度額が増加し、年度終了前に不足が生じることが判明した場合は、甲乙で金額を精査の上、乙の請求に基づき、甲が乙に対して支払うものとする。
 - 4 前3項の規定の適用があった場合にも、前条第5項の規定の適用は妨げられない。

(運行収支月次報告等の書式)

- 第6条 基本協定第6条第3項の運行収支月次報告の書式は様式第1号、基本協定第7条第1項の事業収支報告書の書式は様式第2号のとおりとする。

(その他)

- 第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区綾瀬六丁目11番22号
日立自動車交通株式会社
代表者 代表取締役 佐藤 雅一

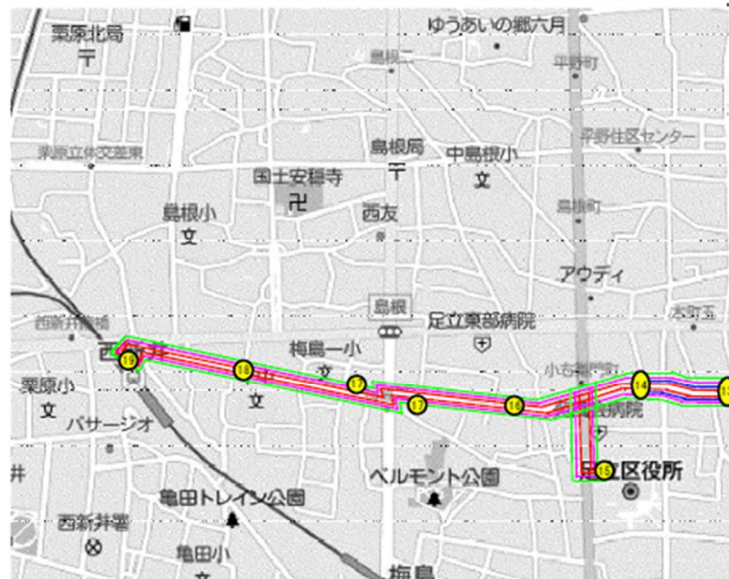
事業計画書

項目	内容		
事業名	持続可能なコミュニティバスはるかぜ路線維持事業		
運行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
系統番号	綾瀬01、綾瀬01-2、 綾瀬02、綾瀬03	綾瀬11、綾瀬11-2、 綾瀬13	綾瀬12、綾瀬12-1
路線名	はるかぜ1号	はるかぜ9号	はるかぜ12号
起点	綾瀬小学校東	亀有駅南口	亀有駅南口
終点	西新井駅東口	青井駅	西新井駅東口
路線距離	往：6.34km 復：7.12km	往：5.86km 復：5.45km	往：9.67km 復：9.23km
始発時刻	(西新井駅方面) 【平日】 青井駅 6:25 発 【土休日】 青井駅 6:25 発 (綾瀬駅方面) 【平日】 栗島住区センター 6:40 発 【土休日】 栗島住区センター 6:40 発	(青井駅方面) 【平日】 東和病院前 6:30 発 【土休日】 東和病院前 7:00 発 (亀有駅方面) 【平日】 青井駅 6:27 発 【土休日】 青井駅 6:47 発	(西新井駅方面) 【平日】 亀有駅 6:48 発 【土休日】 亀有駅 6:40 発 (亀有駅方面) 【平日】 西新井駅 6:47 発 【土休日】 西新井駅 6:56 発
終発時刻	(西新井駅方面) 【平日】 綾瀬小学校東 20:35 発 【土休日】 綾瀬小学校東 20:30 発 (綾瀬駅方面) 【平日】 西新井駅 19:40 発 【土休日】 西新井駅 19:40 発	(青井駅方面) 【平日】 亀有駅 20:39 発 【土休日】 亀有駅 20:39 発 (亀有駅方面) 【平日】 綾瀬駅 21:27 発 【土休日】 綾瀬駅 21:27 発	(西新井駅方面) 【平日】 亀有駅 18:41 発 【土休日】 亀有駅 18:45 発 (亀有駅方面) 【平日】 西新井駅 18:57 発 【土休日】 西新井駅 18:50 発
運行便数	【平日】 往 29 便、復 28 便 計 57 便 【土休日】 往 29 便、復 28 便 計 57 便	【平日】 往 29 便、復 25 便 計 54 便 【土休日】 往 29 便、復 27 便 計 56 便	【平日】 往 16 便、復 19 便 計 35 便 【土休日】 往 14 便、復 15 便 計 29 便
	※ お盆期間(8月13日～8月16日)及び年末年始期間(12月30日～1月3日)は土休日ダイヤにて運行		

運行内容	車両台数	18台（内、予備車両5台）
	年間走行距離	約313,091.4km（回送含まず）
	運転士数	32人
利用者見込数	780,000人	
営業所	名称 日立自動車交通株式会社 住所 東京都足立区綾瀬6-11-22	
経路・停留所	次項「運行系統図」のとおり	
普通運賃	12歳以上（中学生以上）・・・210円	
	6歳以上12歳未満（小学生）の子ども及び1人で乗車する1歳以上6歳未満の子ども・・・110円	
	6歳以上が同伴する1歳以上6歳未満の子ども2人まで及び1歳未満の子ども・・・無賃	
定期運賃	通勤定期券：1か月9,230円、3か月26,300円 通学定期券：1か月7,380円、3か月21,030円	
障害者割引	<p>下記のとおりとする。ただし、いずれの場合においても、10円未満の端数が出た場合は切り上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳の所持者が所持する手帳を提示した場合：普通運賃5割引、定期運賃3割引 身体障害者手帳を所持する第一種身体障害者または愛の手帳所持者の介護人が以下証書を提示した場合は以下のとおりとする。 心身障害者民営バス乗車割引証の提示：普通運賃5割引 購入時定期券割引購入申込証の提示：定期運賃3割引 写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳の所持者が所持する手帳を提示した場合：普通運賃5割引 	
その他	東京都シルバーパスの適用路線ではないが、有効期限内の東京都シルバーパスを提示した利用客は、無賃で乗車できるものとする。	

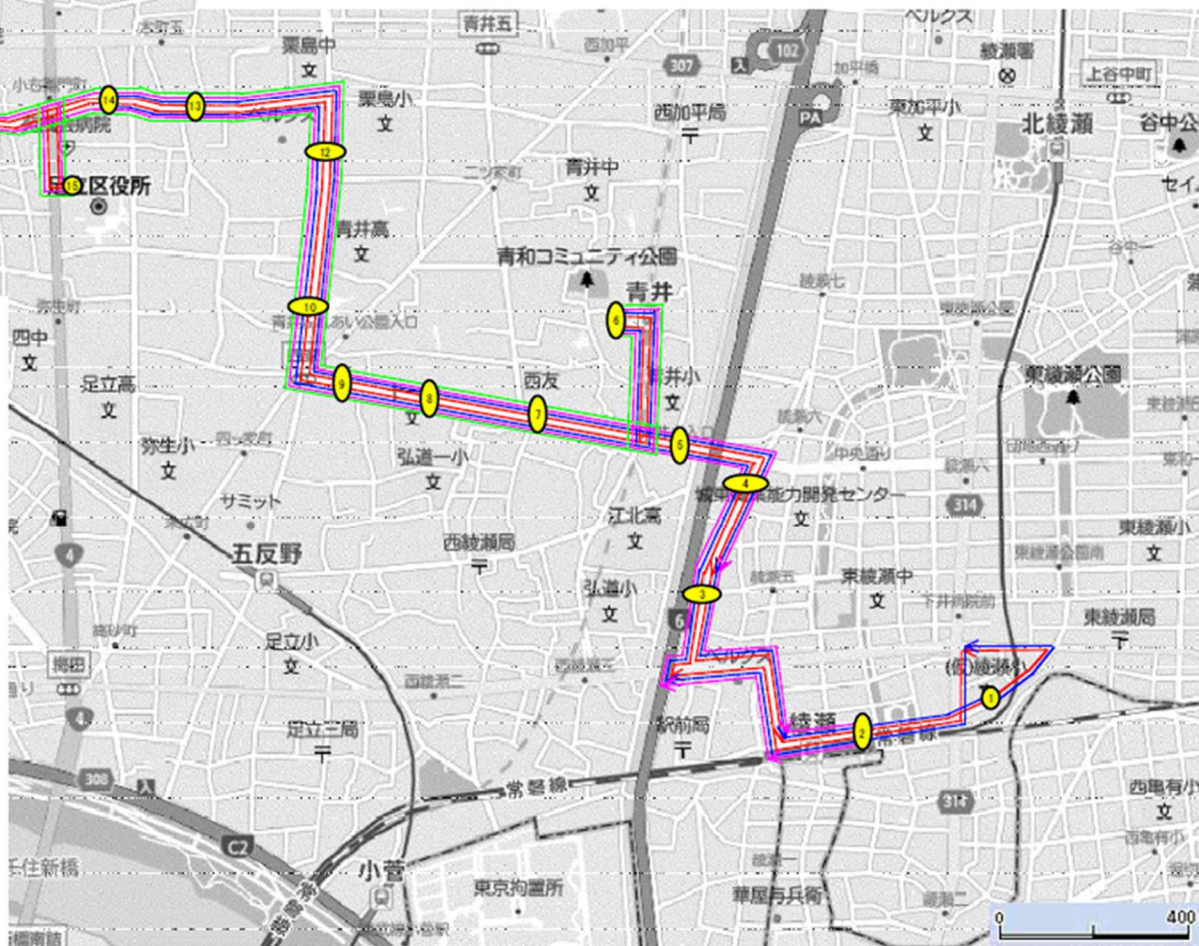
運行系統図

はるかぜ西新井線(綾瀬01系統・綾瀬01-2系統・綾瀬02系統・綾瀬03) 系統路線図

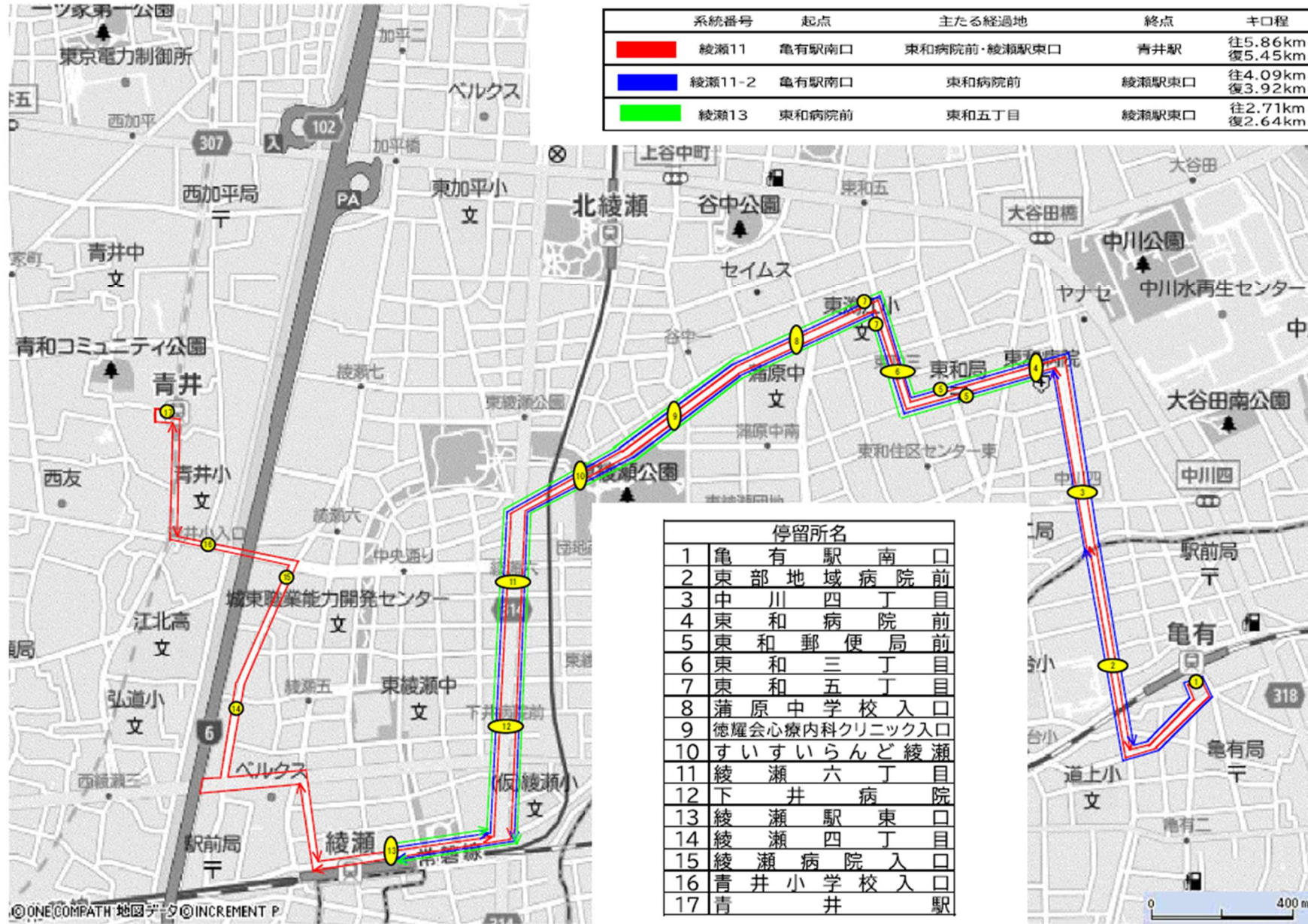


系統番号	起点	主たる経過地	終点	キロ程
綾瀬01	綾瀬小学校東	青井駅	西新井駅東口	往6.34km 復7.12km
綾瀬01-2	綾瀬小学校東	青井駅	栗島住区センター	往4.53km 復4.93km
綾瀬02	青井駅	足立区役所	西新井駅東口	往4.65km 復4.67km
綾瀬03	綾瀬駅東口	青井駅	西新井駅東口	往5.82km 復6.20km

停留所名	
1	綾瀬小学校東
2	綾瀬駅東口
3	綾瀬四丁目
4	綾瀬病院入口
5	青井小学校入口
6	青井駅
7	日商岩井綾瀬マンション
8	第十一中学校
9	滝野川信用金庫
10	青井ふれあい公園
11	栗島小学校入口
12	栗島中学校
13	栗島住区センター
14	足立区役所
15	梅島二丁目
16	大正新道
17	障害者センター(あしすと)
18	西新井駅東口

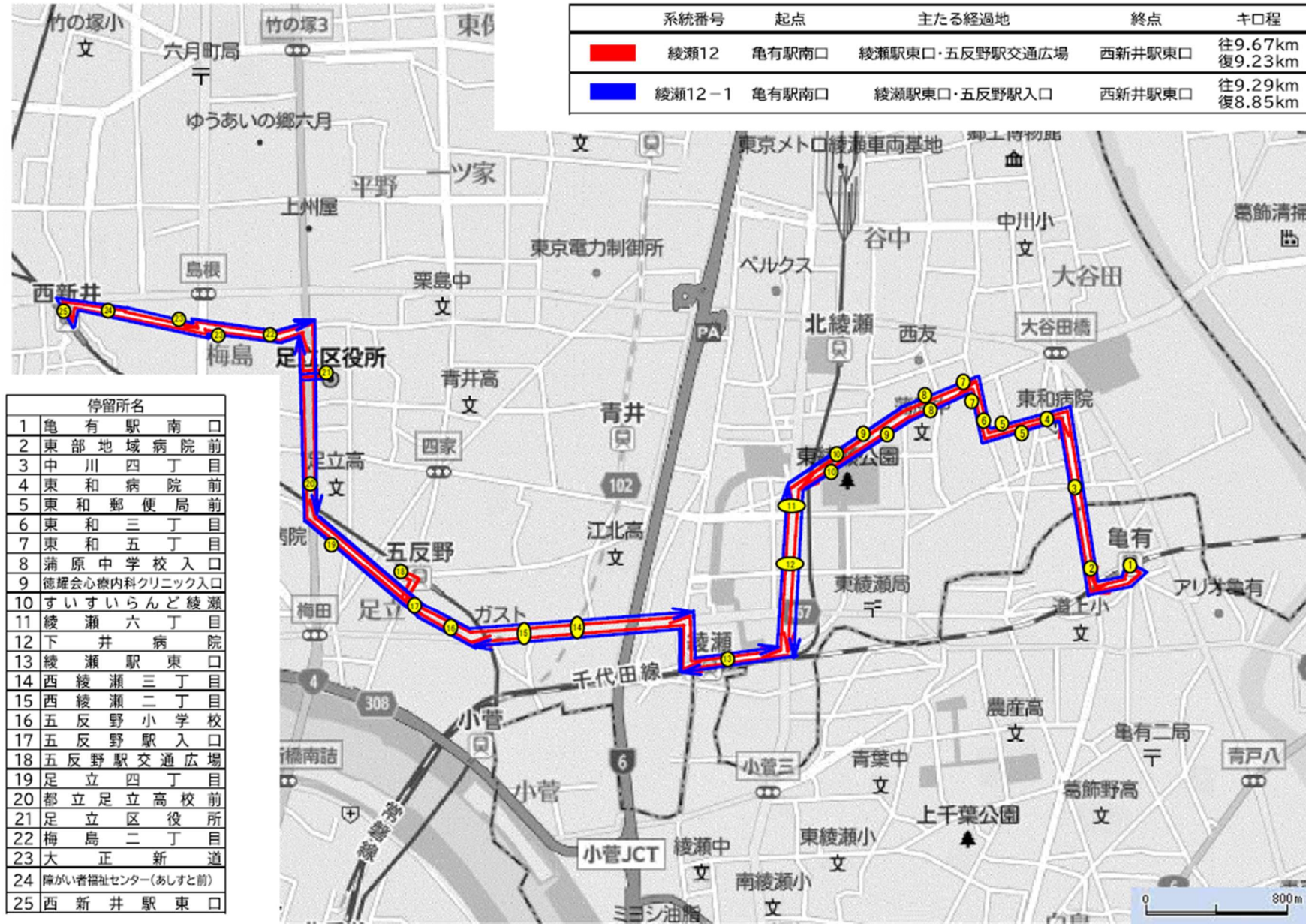


はるかぜ東和線(綾瀬11系統・綾瀬11-2系統・綾瀬13系統) 系統図



はるかぜ五反野線(綾瀬12系統・綾瀬12-1系統) 系統路線図

新



はるかぜ路線維持事業 運行収支月次報告

はるかぜ 号 令和 年 月分

項目	金額（単位：円）	内訳
売上高（運行収入）		
運送収入		
運賃収入		
営業外収益		
その他収入		広告収入、受取利息等
売上原価（運行経費）		
労務費		
給料手当（運転士）		
給料手当（事務員等）		
給料手当（整備管理者）		
賞与（運転士）		
賞与（事務員等）		
賞与（整備管理者）		
法定福利費		
福利厚生費		
退職給付費用		
その他費用		給与負担金、引当金繰入等
経費		
燃料油脂費		
車両修繕費		
バス車両費		減価償却費、車両リース代
自動車損害賠償保険料		
車両保険料（任意保険）		
事故費		
研修費		教育実習費等
被服費		
旅費交通費		
通信費		
水道光熱費		
諸負担金		
寄付金		
新聞図書費		
交際費		
会議費		
営業促進費		
採用関係費		
広告宣伝費		
バスロケシステム費用		通信料、各種利用料、保守費等
消耗品費		
金融費用		
租税公課		
業務委託料		
賃借料		地代家賃、機械等
修繕費		バス車両関係を除く
減価償却費		バス車両関係を除く
保険料		バス車両関係を除く
諸手数料		
無形固定資産償却費		
その他経費		路線維持事業の路線にのみ生じる費用
雑費		
一般管理費（運行経費）		
人件費		
その他管理費		

※ 上記金額の明細について、内訳欄等を活用して記載するとともに、拳証資料を添付すること

項目	金額（単位：円）	内訳
売上高（運行収入：A）		
運送収入		
運賃収入		
営業外収益		
その他収入		広告収入、受取利息等
売上原価（運行経費：B）		
労務費		
給料手当（運転士）		
給料手当（事務員等）		
給料手当（整備管理者）		
賞与（運転士）		
賞与（事務員等）		
賞与（整備管理者）		
法定福利費		
福利厚生費		
退職給付費用		
その他費用		給与負担金、引当金繰入等
経費		
燃料油脂費		
車両修繕費		
バス車両費		減価償却費、車両リース代
自動車損害賠償保険料		
車両保険料（任意保険）		
事故費		
研修費		教育実習費等
被服費		
旅費交通費		
通信費		
水道光熱費		
諸負担金		
寄付金		
新聞図書費		
交際費		
会議費		
営業促進費		
採用関係費		
広告宣伝費		
バスロケシステム費用		通信料、各種利用料、保守費等
消耗品費		
金融費用		
租税公課		
業務委託料		
賃借料		地代家賃、機械等
修繕費		バス車両関係を除く
減価償却費		バス車両関係を除く
保険料		バス車両関係を除く
諸手数料		
無形固定資産償却費		
その他経費		路線維持事業の路線にのみ生じる費用
雑費		
一般管理費（運行経費：C）		
人件費		
その他管理費		
不足額（B + C - A = D）		
事業継続維持費（E）		
請求額（D + E）		

※ 上記金額の明細について、内訳欄等を活用して記載するとともに、拳証資料を添付すること

持続可能なコミュニティバスはるかぜ路線維持事業に関する年度協定書

足立区（以下「甲」という。）と株式会社新日本観光自動車（以下「乙」という。）は、令和6年4月1日付で締結した「持続可能なコミュニティバスはるかぜ路線維持事業に関する基本協定書」（以下、「基本協定」という。）に基づき、令和6年度における足立区コミュニティバス「はるかぜ」の運行（以下「バス運行」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 甲及び乙は、別紙1の事業計画書に基づき、バス運行を実施する。

2 前項の事業計画書の内容を変更するときは、甲乙協議の上で変更するものとする。

（年度協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、バス運行の期間を短縮する場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（バス運行に係る経費の負担）

第3条 基本協定第8条に定める負担金の限度額は、313,400,000円とする。

ただし、事業計画書等に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、新たに限度額を定めることができる。

（バス運行に係る負担金の支払い及び精算）

第4条 甲は、負担金として、下表の金額を乙に対し支払うものとする。

項 目	限度額（消費税込み）
（1）経常費用 内訳 人件費その他の事業継続維持費（（2）一時費用に係る業務を除くほか、基本協定第3条から第5条及び第10条第2項に定める業務に係る費用）	140,400,000円
（2）一時費用 内訳 ア 新紙幣対応システムアップデート（基本協定第3条第3項による）費用負担金	1,000,000円
イ 交通系ICカードシステム導入（基本協定第3条第3項による）費用負担金	22,000,000円
ウ 車両更新（基本協定第4条第2項による）費用負担金	150,000,000円
合 計	313,400,000円

2 前項の負担金は、乙の請求に基づき、甲が口座振替にて乙の指定する金融機関に支払うものとする。

3 第1項の表(1)経常費用は、概算払により二期に分けて支払う。

	支払内訳	支払時期	限度額(消費税込み)
上半期	4月から9月分	4月25日まで	70,200,000円
下半期	10月から3月分	10月25日まで	70,200,000円
合計			140,400,000円

4 第1項の表(2)一時費用について、甲乙協議の上で事業の実施及び支払方法について決定し、その費用は甲が支払うものとする。ただし、国、都、その他から当該事業に関する補助金等がある場合は、その金額を甲が支払う費用から差し引くものとする。

5 甲は、乙から提出された第6条に定める事業収支報告書に基づいて運行経費と運行収入を確認し、前各項の規定により支払いをした負担金が、運行経費から運行収入を差し引いた額(以下この項において「差額」という。)を超えることが確定した場合は、年度終了後に乙に当該負担金の額から差額を差し引いた額の返納を請求するものとし、乙は、甲の請求後、速やかに支払うものとする。

(負担金の変更)

第5条 甲は、前条第1項の表(1)経常費用について、バス運行状況報告に基づく運行経費及び運行収入を勘案の上、下半期分の負担金の支払額を減額することができ、減額後の支払額は甲乙で協議し、決定する。

2 前条第1項の表(1)経常費用及び(2)一時費用は、甲乙で協議の上、項目間で流用することができる。

3 前条第1項の表(1)経常費用及び(2)一時費用について、第3条第3項の規定に基づき限度額が増加し、年度終了前に不足が生じることが判明した場合は、甲乙で金額を精査の上、乙の請求に基づき、甲が乙に対して支払うものとする。

4 前3項の規定の適用があった場合にも、前条第5項の規定の適用は妨げられない。

(運行収支月次報告等の書式)

第6条 基本協定第6条第3項の運行収支月次報告の書式は様式第1号、基本協定第7条第1項の事業収支報告書の書式は様式第2号のとおりとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

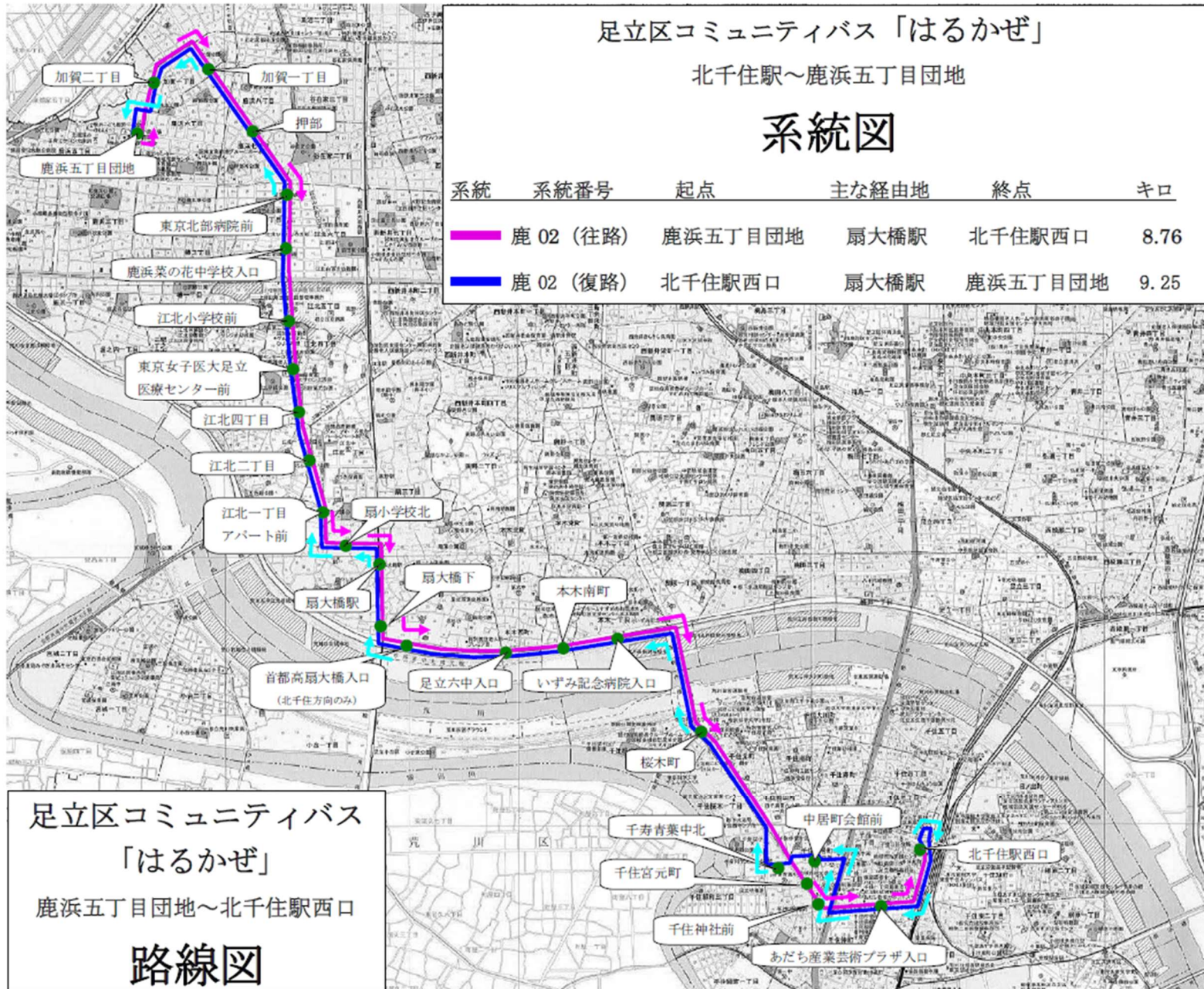
甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区加賀一丁目12番5号
株式会社新日本観光自動車
代表者 代表取締役 佐久間 洋行

事業計画書

項目	内容			
事業名	持続可能なコミュニティバスはるかぜ路線維持事業			
運行期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで			
系統番号	千 01	鹿 02	宮 03	椿 04
路線名	はるかぜ 5 号	はるかぜ 6 号	はるかぜ 8 号	はるかぜ 11 号
起点	北千住駅西口	北千住駅西口	北千住駅西口	北千住駅西口
終点	北千住駅西口	鹿浜五丁目団地	北千住駅西口	北千住駅西口
路線距離	6.31km	起→終 9.25km 終→起 8.76km	14.56km	15.31km
始発時刻	平日 6:52 土休日 7:48	平日 6:00 土休日 6:35	平日 6:30 土休日 7:20	平日 6:20 土休日 6:40
終発時刻	平日 18:00 土休日 18:00	平日 21:15 土休日 21:50	平日 20:30 土休日 19:10	平日 19:27 土休日 18:15
運行便数	平日 21 便 土休日 18 便	平日 45/43 便 土休日 29 便	平日 14 便 土休日 12 便	平日 13 便 土休日 11 便
運行内容	車両台数	15 台 (内、予備車両 5 台)		
	年間走行距離	約 419,034km (回送含まず)		
	運転士数	20 人		
利用者見込数	750,000 人			
営業所	名称 株式会社新日本観光自動車 住所 東京都足立区加賀 1-1-4			
経路・停留所	次項「運行系統図」のとおり			
普通運賃	12 歳以上 (中学生以上)・・・210 円			
	6 歳以上 12 歳未満 (小学生) の子ども及び 1 人で乗車する 1 歳以上 6 歳未満の子ども・・・110 円			
	6 歳以上が同伴する 1 歳以上 6 歳未満の子ども 2 人まで及び 1 歳未満の子ども・・・無賃			
定期運賃	通勤定期券：1 か月 9,450 円、3 か月 26,930 円 通学定期券：1 か月 7,560 円、3 か月 21,550 円			
障害者割引	下記のとおりとする。ただし、いずれの場合においても、10 円未満の端数が出た場合は切り上げる。 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳の所持者が所持する手帳を提示した場合：普通運賃 5 割引、定期運賃 3 割引 身体障害者手帳を所持する第一種身体障害者または愛の手帳所持者の介護人が以下証書を提示した場合は以下のとおりとする。 			

	<p>心身障害者民営バス乗車割引証の提示：普通運賃 5 割引</p> <p>購入時定期券割引購入申込証の提示：定期運賃 3 割引</p> <ul style="list-style-type: none"> 写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳の所持者が所持する手帳を提示した場合：普通運賃 5 割引
その他	<p>東京都シルバーパスの適用路線ではないが、有効期限内の東京都シルバーパスを提示した利用客は、無賃で乗車できるものとする。</p>



足立区コミュニティバス「はるかぜ」

北千住駅～鹿浜五丁目団地

系統図

系統	系統番号	起点	主な経由地	終点	キロ
鹿02 (往路)	鹿02 (往路)	鹿浜五丁目団地	扇大橋駅	北千住駅西口	8.76
鹿02 (復路)	鹿02 (復路)	北千住駅西口	扇大橋駅	鹿浜五丁目団地	9.25

足立区コミュニティバス

「はるかぜ」

鹿浜五丁目団地～北千住駅西口

路線図

系統図

宮城二丁目～北千住駅西口

宮 03-1 —— 主な経由地：足立小台駅 8.53 キロ

北千住駅西口～宮城交差点

宮 03-2 —— 主な経由地：足立小台駅 8.59 キロ

北千住駅西口～北千住駅西口

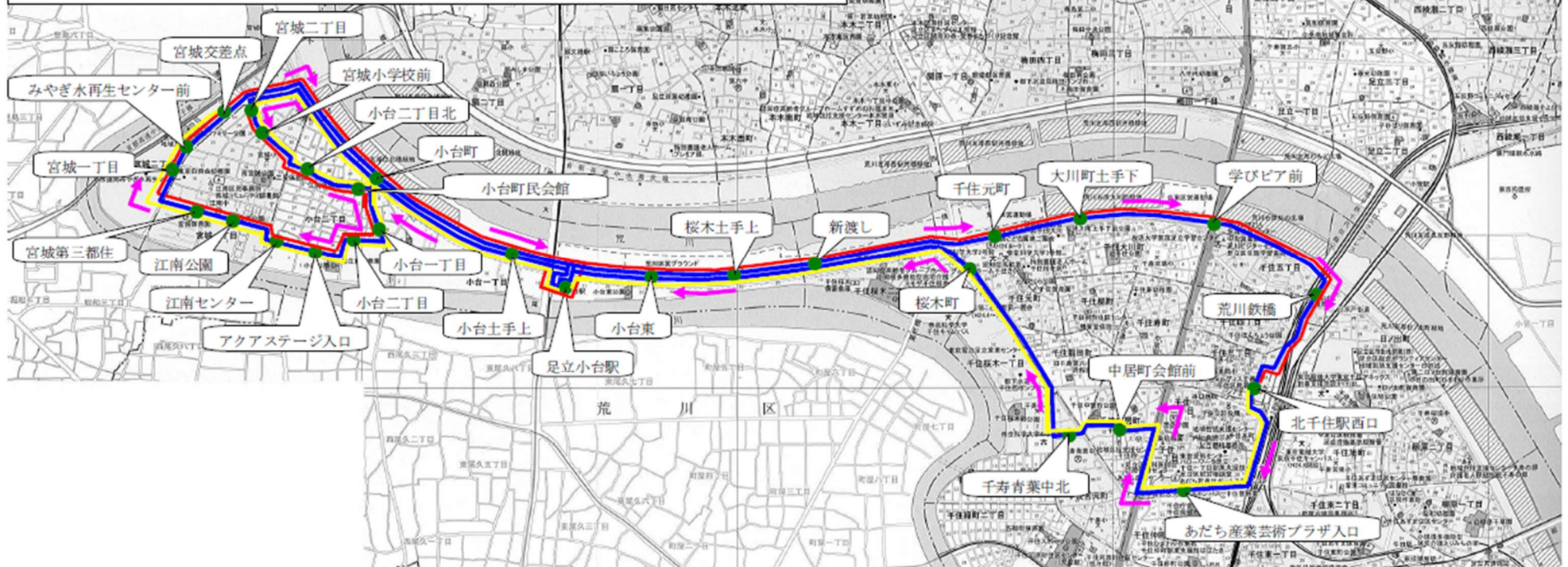
宮 03-3 —— 主な経由地：足立小台駅 14.56 キロ

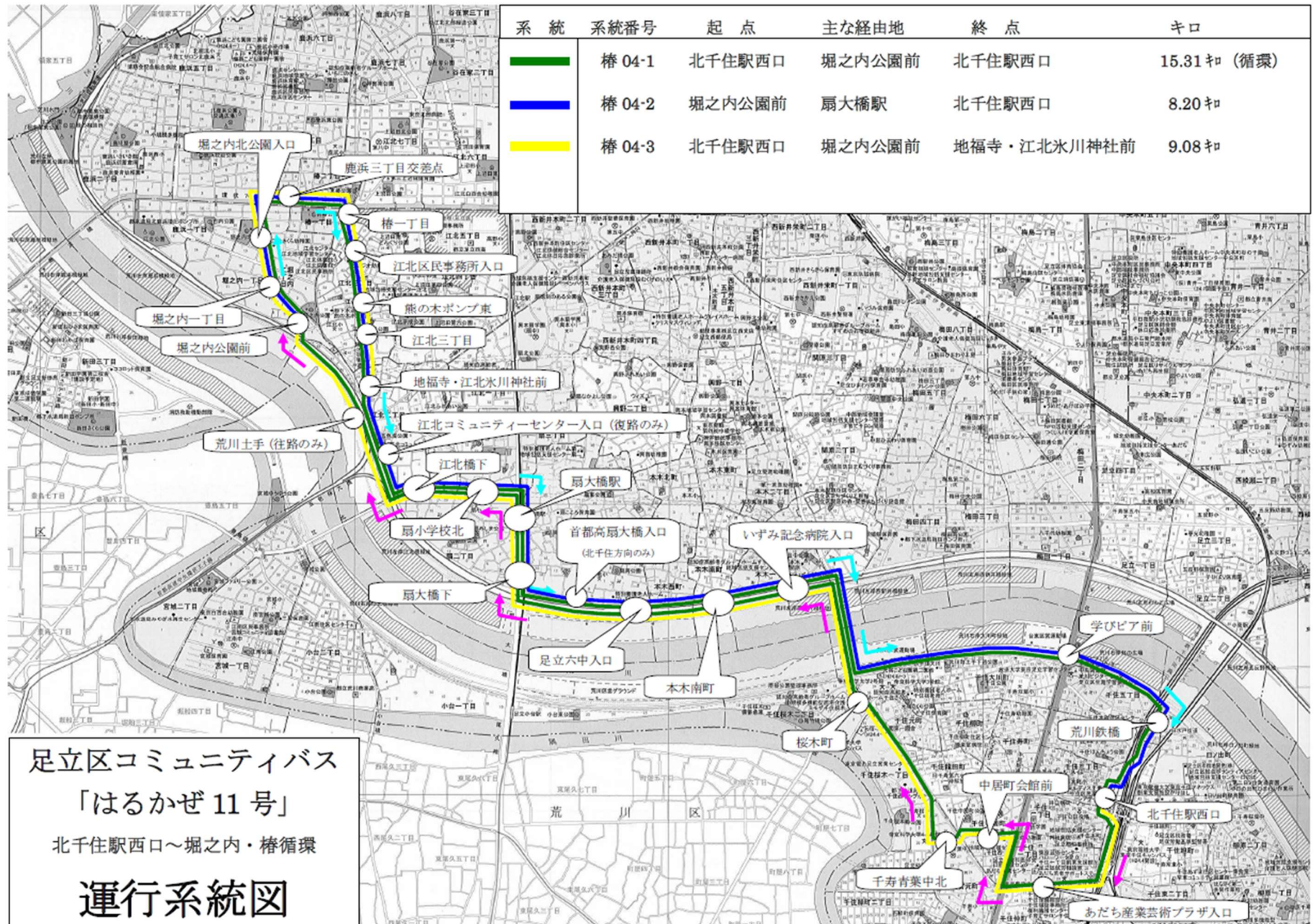
足立区コミュニティバス

「はるかぜ」

小台宮城循環

系統図





はるかぜ路線維持事業 運行収支月次報告

はるかぜ 号 令和 年 月分

項目	金額（単位：円）	内訳
売上高（運行収入）		
運送収入		
運賃収入		
営業外収益		
その他収入		広告収入、受取利息等
売上原価（運行経費）		
労務費		
給料手当（運転士）		
給料手当（事務員等）		
給料手当（整備管理者）		
賞与（運転士）		
賞与（事務員等）		
賞与（整備管理者）		
法定福利費		
福利厚生費		
退職給付費用		
その他費用		給与負担金、引当金繰入等
経費		
燃料油脂費		
車両修繕費		
バス車両費		減価償却費、車両リース代
自動車損害賠償保険料		
車両保険料（任意保険）		
事故費		
研修費		教育実習費等
被服費		
旅費交通費		
通信費		
水道光熱費		
諸負担金		
寄付金		
新聞図書費		
交際費		
会議費		
営業促進費		
採用関係費		
広告宣伝費		
バスロケシステム費用		通信料、各種利用料、保守費等
消耗品費		
金融費用		
租税公課		
業務委託料		
賃借料		地代家賃、機械等
修繕費		バス車両関係を除く
減価償却費		バス車両関係を除く
保険料		バス車両関係を除く
諸手数料		
無形固定資産償却費		
その他経費		路線維持事業の路線にのみ生じる費用
雑費		
一般管理費（運行経費）		
人件費		
その他管理費		

※ 上記金額の明細について、内訳欄等を活用して記載するとともに、拳証資料を添付すること

項目	金額（単位：円）	内訳
売上高（運行収入：A）		
運送収入		
運賃収入		
営業外収益		
その他収入		広告収入、受取利息等
売上原価（運行経費：B）		
労務費		
給料手当（運転士）		
給料手当（事務員等）		
給料手当（整備管理者）		
賞与（運転士）		
賞与（事務員等）		
賞与（整備管理者）		
法定福利費		
福利厚生費		
退職給付費用		
その他費用		給与負担金、引当金繰入等
経費		
燃料油脂費		
車両修繕費		
バス車両費		減価償却費、車両リース代
自動車損害賠償保険料		
車両保険料（任意保険）		
事故費		
研修費		教育実習費等
被服費		
旅費交通費		
通信費		
水道光熱費		
諸負担金		
寄付金		
新聞図書費		
交際費		
会議費		
営業促進費		
採用関係費		
広告宣伝費		
バスロケシステム費用		通信料、各種利用料、保守費等
消耗品費		
金融費用		
租税公課		
業務委託料		
賃借料		地代家賃、機械等
修繕費		バス車両関係を除く
減価償却費		バス車両関係を除く
保険料		バス車両関係を除く
諸手数料		
無形固定資産償却費		
その他経費		路線維持事業の路線にのみ生じる費用
雑費		
一般管理費（運行経費：C）		
人件費		
その他管理費		
不足額（B + C - A = D）		
事業継続維持費（E）		
請求額（D + E）		

※ 上記金額の明細について、内訳欄等を活用して記載するとともに、拳証資料を添付すること

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	【追加】入谷・鹿浜地区におけるデマンドタクシー実証実験について
所管部課名	都市建設部交通対策課
内容	<p>入谷・鹿浜地区におけるデマンドタクシー実証実験の検討状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 協力事業者の募集結果について</p> <p>(1) 申込事業者（申込順）</p> <p>ア 第一交通株式会社（江北六丁目1番1号）</p> <p>イ 中京自動車株式会社（入谷八丁目15番11号）</p> <p>ウ 山手観光自動車株式会社（入谷九丁目18番5号）</p> <p>(2) 募集期間 令和6年1月22日から令和6年2月16日まで</p> <p>(3) 周知方法 区ホームページ、あだち広報（1月25日号）</p> <p>2 その他事業者の不参画理由について</p> <p>申込事業者のほか、6社にもヒアリング等を行ったが、以下の理由により、本実証実験への参画は難しいとの回答であった。</p> <p>(1) 営業所に電話受付のオペレーターがいない。</p> <p>(2) 無線グループの無線室で電話予約を受付しているが、配車の際に会社指定ができない。</p> <p>(3) 主戦場の都心へ出庫しており、地域に車両がいない。</p> <p>(4) 歩合制のため、収入の補償が無ければ難しい。</p> <p>3 事前利用者登録について</p> <p>(1) 利用者登録開始時期</p> <p>ア オンライン 令和6年5月13日から</p> <p>イ 交通対策課窓口 令和6年5月20日から</p> <p>(2) 出張登録会 上記のほか、令和6年5月中旬頃に入谷・鹿浜地区内の区施設等で出張登録会の開催を予定している。</p> <p>(3) 周知方法 チラシ、ポスター、広報紙等で周知を行う。</p>

4 利用ガイドについて（別添資料参照）

利用者登録や利用方法、共通乗降場の詳細等を記した「利用ガイド」を令和6年5月頃に、運行区域内の全戸へ配布する。

5 本格運行への移行基準について

別紙のとおり P36参照（令和5年11月16日の総合交通対策調査特別委員会報告時から変更なし）

6 利用者アンケートについて

本格運行への移行判断の一つとして、「デマンド型交通の利用満足度が50%以上」を設けており、利用者へのアンケート方法等は以下を予定している。

(1) 調査時期

令和6年8月～9月（実験開始から2～3か月後）

(2) 調査対象

複数回利用している方、事前登録のみで利用していない方

(3) 調査方法

上記対象者のうち、100名程度を無作為に抽出し、アンケート用紙を郵送で送付

7 今後の予定について

年 月		内 容
令和6年	4月	実証実験の周知・PR
	5月中旬	利用者登録開始、利用ガイド配布
	6月～12月	デマンドタクシー実証実験

本格運行へ移行した他自治体の事例や国土交通省の「デマンド型交通の手引き」等を参考に移行基準を設定



本格運行への移行判断基準は**4つの指標を全て満足することを基本**とする

① バスとは異なり、利用件数と区の財政負担額は比例関係にあること
(利用件数が多ければ多いほど良いという実験ではない)

③ 周辺に複数の事業者が運行するバス路線があること
(公費による実験であり、民業圧迫することはできない)

指標 1 1日の平均利用件数が**40~50件程度**であること

指標 3 周辺の**バス路線への影響が軽微**であること

他自治体の実証実験では、1か月あたり地域人口の約4.0%が利用した結果となっている。それを参考に入谷・鹿浜地区の人口で算出すると、

入谷・鹿浜地区には、都営バス・国際興業バス・東武バス・はるかぜ（新日本観光自動車）のバス路線がある。本格運行を行っている他自治体の助言を参考に、本実験ではバス路線への影響を考慮し、以下のような設定としている。

$$43,000人 \times 4.0\% = 1,720人/月 \Rightarrow \mathbf{70人/日}$$

(平日・土曜のみのため、月25日換算)

- (1) バス利用者の多い朝夜の通勤時間帯を避け、デマンドタクシーの利用可能時間帯を、**8:00~17:00**とする。
- (2) 利用者負担額を**バス運賃より高く、タクシー運賃より安く**設定
- (3) 地区外へ移動する際は、既設のバス路線へ乗り換えられるよう、各事業者の主要なバス停付近を乗降場所に指定する。

本実験では1台あたりの運賃のため、家族や知人との乗合で利用するケースの割合を30%~40%とすると、1日あたりの平均利用件数は、

$$70人 \times (0.6 \sim 0.7) \doteq \mathbf{40 \sim 50件/日}$$

しかしながら、移動手段がバスからデマンドタクシーへ転換する方も一定数いると考えられるため、**バス利用者数に大きな減少が見られないかどうか**をバス事業者にヒアリング等を行い調査をする。

仮に地区内の移動で想定しうる最大の運賃約2,800円（内1,000円が利用者負担）で全件利用があったとしても、6か月間の区負担合計額（事務手数料は除く）は、

$$(2,800円 - 1,000円) \times 50件/日 \times 25日 \times 6か月 = \mathbf{13,500千円}$$

※ 本格運行している他自治体（人口10万人程度）の年間負担額は、30,000千円~50,000千円程度であり、上記の公費負担額は妥当であると考える。

② 協定に基づく事業であり、タクシー事業者の協力が不可欠であること
(継続していくためには、会社や乗務員への負担等を考慮する必要がある)

④ 区内初のデマンド型交通の有効性や課題等を検証する必要があること
(他自治体では特定の方が高頻度で利用する事例が発生)

指標 2 タクシー事業者**3社以上**が継続の意思を有すること

指標 4 デマンド型交通の**利用満足度が50%以上**であること

本実験は、タクシー事業者がデマンドタクシー用に乗務員や車両や確保するのではなく、通常の営業形態の中で協力していただくことになる。**乗務員不足の中、限られた人的資源での運用**となるため、改めてタクシー事業者に以下の点を踏まえて、継続意向を確認する必要がある。

タクシー型の実証実験は区内初の取組であり、足立区におけるデマンド型交通の有効性や課題等を検証するため、**利用者アンケートを実施して満足度を評価**する。

- (1) タクシーは基本的に歩合制のため、本実験への協力により、収入減となっていないか。
- (2) 電話予約のオペレーターや乗務員の接客対応、月締め精算業務など過度な負担が生じていないか。

なお、タクシー事業者とのヒアリング結果により、実証実験の段階では「アプリでの予約」「キャッシュレス決済」など事前のアンケートで要望が多かった内容に対応できない面もあり、若年層から一定数の不満があるものと想定されるため、**利用満足度は50%以上を指標**とする。

参画する事業者が少数だと本格運行へ移行できないため、他自治体での事例を参考に**3社以上**が継続の意思を有することを条件とする。

また、本実験ではルールを記載した利用案内を利用者登録証交付時に配布するが、利用回数の上限など、**利用ルールが守られない事例が多く発生する場合は、本格運行へ移行しないものとする。**

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	シェアサイクル実証実験の取組み状況について																				
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																				
内容	<p>令和2年度から行っているシェアサイクル実証実験については、令和4年度に2年間延長し実証実験期間を令和6年3月31日までとしてきたが、以下の理由により1年間再延長することについて報告する。</p> <p>1 実証実験の概要</p> <p>(1) 目的 民間事業者と連携してシェアサイクル事業を実施することで、東西交通手段の補完や交通不便感の高い地域の利便性が高められるかを検証する。</p> <p>(2) 実証実験の方法 区営自転車駐車場や区立公園等の敷地の一部をサイクルポートとして共同事業者「OpenStreet (株)」に無償提供し、公有地と民有地のサイクルポートでネットワークを形成しシェアサイクル事業を展開する。</p> <p>(3) 実証実験期間 令和2年2月1日から令和6年3月31日まで (令和4年3月31日から2年延長)</p> <p>(4) サイクルポート数の目標 徒歩3～4分で利用可能となるよう1k㎡に4か所以上設置し、区内合計212か所以上とする。</p> <p>(5) 実証実験の状況</p> <table border="1" data-bbox="395 1514 1388 1816"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始当初 (令和2年2月)</th> <th>令和5年12月</th> <th>増加率 (倍)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイクルポート数(か所)</td> <td>59</td> <td>150</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>サイクルラック数(個)</td> <td>442</td> <td>1,208</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>自転車利用回数(回/月)</td> <td>3,629</td> <td>42,353</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>利用ユーザー数(人/月)</td> <td>1,126</td> <td>14,060</td> <td>12.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和6年3月末のサイクルポート見込み数は約160か所</p> <p>2 延長した実証実験の中で行うこと</p> <p>(1) 目標ポート数設置 利用しやすいといわれている1k㎡に4か所以上のサイクルポート</p>	項目	開始当初 (令和2年2月)	令和5年12月	増加率 (倍)	サイクルポート数(か所)	59	150	2.5	サイクルラック数(個)	442	1,208	2.7	自転車利用回数(回/月)	3,629	42,353	11.7	利用ユーザー数(人/月)	1,126	14,060	12.5
項目	開始当初 (令和2年2月)	令和5年12月	増加率 (倍)																		
サイクルポート数(か所)	59	150	2.5																		
サイクルラック数(個)	442	1,208	2.7																		
自転車利用回数(回/月)	3,629	42,353	11.7																		
利用ユーザー数(人/月)	1,126	14,060	12.5																		

設置（区内全域で212ポート）を目指してきたが、12月末時点で150か所と達成率が約70%であるため、まずは212か所以上の設置を行う。

※ なお、現在公園や道路上及び民間事業所、公開空地等への設置について協議を進めており、1年間延長することにより、概ね目標ポート数に到達する予定である。

(2) 駅周辺等へのポート設置場所調査

終電後など公共交通機関がない時間帯における自転車盗難対策にも寄与する事業であると考えられるため、駅周辺のサイクルポート数を見直すと共に、改めて駅周辺及び住宅街の増設に向けて設置場所を調査する。

(3) 本格導入に向けた準備

協定書に追加する項目や公有地の提供について精査する。

3 今後の方針

実証実験期間中のサイクルポート数の目標である212か所のポート設置が完了した後、本格導入へ移行する。

また、事業の本格導入後に向けては、他のシェアサイクル事業者及び電動キックボード等のシェアリングについて、事業内容や安全性を精査し、導入の可否等について検討を進めていく。

【参考】他区の本格実施の状況

OpenStreet（株）と協定締結している13区のうち5区が本格実施となっている。

	移行方法	公有地	その他、他社との協定等
荒川区	選定なし	無償	他社協定なし
杉並区	選定なし	無償	ドコモ、ループ
文京区	選定なし	無償	ドコモ、ループ
板橋区	選定なし	有償	ポート毎に入札し、賃貸借契約
江戸川区	—	有償	実証実験なし、他社協定なし 都立公園は無償

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	竹ノ塚駅東口自転車駐車場及び江北駅西自転車駐車場の運営について																		
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																		
内容	<p>掲題の民営自転車駐車場2か所について、令和6年3月末を以って協定期間満了を迎えるため、以降は駐輪場機器を引き継ぎ、区営自転車駐車場として継続運営する。</p> <p>1 設置経緯</p> <p>当該自転車駐車場については、竹ノ塚駅東口における放置自転車対策及び江北駅西自転車駐車場閉鎖に伴う代替施設として、平成26年に暫定的に設置された。開設から10年近く経過したが、現在まで高い稼働率（※ 「4 利用実績（令和4年度）」参照）を維持している。</p> <p>2 対象自転車駐車場（別紙 P41参照 案内図及び現地写真）</p> <p>(1) 竹ノ塚駅東口自転車駐車場（CCP竹の塚東口駅前駐輪場） 収容台数 81台（コインラック式）</p> <p>(2) 江北駅西自転車駐車場（CCP江北駅西口駐輪場） 収容台数 32台（コインラック式）</p> <p>3 運営事業者</p> <p>現在 芝園開発株式会社 ↓ 今後 竹ノ塚 総合自転車対策業務委託事業者（プロポーザル選定） 江北 自転車駐車場管理業務委託事業者（競争入札）</p> <p>4 利用実績（令和4年度）</p> <table border="1" data-bbox="397 1626 1425 1921"> <thead> <tr> <th>駐車場名</th> <th>有料台数</th> <th>無料台数 (2時間以内)</th> <th>利用合計</th> <th>一時利用稼働率※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹ノ塚駅東口 (収容台数 81台)</td> <td>37,296 台</td> <td>21,029 台</td> <td>58,325 台</td> <td>197.3%</td> </tr> <tr> <td>江北駅西 (収容台数 32台)</td> <td>13,817 台</td> <td>2,012 台</td> <td>15,829 台</td> <td>135.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【※ 一時利用稼働率＝利用合計／(収容台数×365日)×100】 (例 1日1回コインラックを利用＝稼働率100%)</p>				駐車場名	有料台数	無料台数 (2時間以内)	利用合計	一時利用稼働率※	竹ノ塚駅東口 (収容台数 81台)	37,296 台	21,029 台	58,325 台	197.3%	江北駅西 (収容台数 32台)	13,817 台	2,012 台	15,829 台	135.5%
駐車場名	有料台数	無料台数 (2時間以内)	利用合計	一時利用稼働率※															
竹ノ塚駅東口 (収容台数 81台)	37,296 台	21,029 台	58,325 台	197.3%															
江北駅西 (収容台数 32台)	13,817 台	2,012 台	15,829 台	135.5%															

5 料金の改定について

(1) 竹ノ塚駅東口自転車駐車場

令和5年4月1日、放置自転車対策として竹ノ塚駅ロータリーの反対側に新規設置した「竹ノ塚駅東口駅前広場自転車駐車場」と同額とする。

現行料金 No. 1～71 4時間毎110円（2時間無料あり）
No. 72～81 1時間毎110円（2時間無料あり）

↓

変更後 No. 1～81 1時間毎100円（2時間無料あり）
（24時間毎最大500円）

(2) 江北駅西自転車駐車場

日暮里・舎人ライナー沿線のコインラック式自転車駐車場と同額とする。

現行料金 8時間毎110円（2時間無料あり）

↓

変更後 12時間毎100円（2時間無料あり）

6 今後の方針

自転車駐車場の運営を民営から区営へと引き継ぐにあたり、トラブル等が起きることのないよう、適切に対応する。

区営に移行後は、委託事業者と連携して適正に管理及び運営を行っていく。

(1) 竹ノ塚駅東口自転車駐車場（CCP竹の塚東口駅前駐輪場）

収容台数 一時利用 81台（コインラック式・2時間無料設定あり）

所在地 足立区竹の塚一丁目41番地先

料金 No. 1～71 4時間毎 110円、No. 72～81 1時間毎 110円

【案内図】

【現地写真】



(2) 江北駅西自転車駐車場（CCP江北駅西口駐輪場）

収容台数 32台（コインラック式・2時間無料設定あり）

所在地 足立区江北四丁目1番地先

料金 8時間毎 110円

【案内図】

【現地写真】



総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	竹の塚東自転車駐車場の運営について
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課
内容	<p>竹の塚東自転車駐車場は中期財政計画で令和10年度に解体予定であるため、利用者の移行方法、移行先等について以下のとおり報告する。</p> <p>1 竹の塚東自転車駐車場の利用状況（令和5年12月末現在）</p> <p>(1) 定期利用 A棟 約1,400台 B棟 約700台 計約2,100台(キャンセル待ちは無し)</p> <p>(2) 一時利用 B棟のみ約300台</p> <p>【参考】 区営竹の塚南（空き約160台）竹の塚西（空き約200台） →竹ノ塚駅周辺の定期利用は民間施設もあり充足している。</p> <p>2 東武鉄道高架下駐輪場の状況 令和6年5月23日開設予定 総数約1,000台（うち定期約900台）</p> <p style="text-align: center;">【位置図】</p> 

3 定期利用者に対する今後の対応策について

(1) 約2,100台分の規模では代替確保が困難なため、竹の塚東AB棟の新規受付を停止し、契約者数を減らして移行しやすくする。

1年間で約500人が解約している

(利用者の24%、令和4年度は562人)

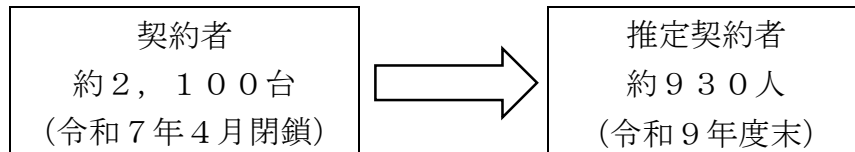
令和10年度に解体予定のため、仮に令和7、8、9年度を停止すると

7年度 約500人減

8年度 約380人減

9年度 約290人減

3年間合計 約1,170人減



※ 令和4年度の新規受付は約530人

(2) 東武鉄道に増設を要望し、東武高架下の北側部分に770台、不足分約160台は区有地に暫定整備し、将来的には区営駐輪場(場所未定)に移行する。

4 竹の塚東新規停止モデル

	令和6年度	令和7・8・9年度	令和10年度
内容	5月 利用者周知 6月 新規停止開始	駐輪場利用者 減少期間 (約3年間)	駐輪場解体

5 利用者の移動モデル

	令和9年度	令和10年度
内容	11月 利用者周知 1月～3月 駐輪場利用者移行期間	移行先 ・東武高架下(増設要望) ・区有地での整備

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	有楽町線（地下鉄8号線）の整備促進に向けた取組み状況について															
所管部課名	鉄道立体推進室鉄道関連事業課															
内容	<p>有楽町線（地下鉄8号線）整備促進に向けた取組みについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 「地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会」要望活動について 「地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会」（以下「期成同盟会」という。）では、例年、埼玉県知事、茨城県知事に対し要望活動を実施している。 今年度の要望活動について、以下のとおり実施したため報告する。</p> <table border="1" data-bbox="375 891 1425 1243"> <thead> <tr> <th></th> <th>埼玉県</th> <th>茨城県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和6年2月5日（月） 午前10時30分～</td> <td>令和6年2月16日（金） 午後2時30分～</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>埼玉県知事公館 大会議室</td> <td>茨城県庁 庁議室</td> </tr> <tr> <td>要望先</td> <td>大野元裕 知事</td> <td>大井川和彦 知事</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td colspan="2">(1) 期成同盟会 会員 (2) 東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会 会員</td> </tr> </tbody> </table>		埼玉県	茨城県	実施日時	令和6年2月5日（月） 午前10時30分～	令和6年2月16日（金） 午後2時30分～	場所	埼玉県知事公館 大会議室	茨城県庁 庁議室	要望先	大野元裕 知事	大井川和彦 知事	出席者	(1) 期成同盟会 会員 (2) 東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会 会員	
		埼玉県	茨城県													
実施日時	令和6年2月5日（月） 午前10時30分～	令和6年2月16日（金） 午後2時30分～														
場所	埼玉県知事公館 大会議室	茨城県庁 庁議室														
要望先	大野元裕 知事	大井川和彦 知事														
出席者	(1) 期成同盟会 会員 (2) 東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会 会員															
<p>2 梅まつりでのPR活動実施結果について</p> <p>(1) 開催日 令和6年2月25日（日） (2) 会場 大谷田公園 (3) 主な内容 PRパネル展示、事業説明、パンフレット配布、プラレール展示 (4) 活動写真</p> 